

色麻町財政の健全化判断比率の修正について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律（以下「財政健全化法」という。）に基づき、毎年報告が義務づけられている健全化判断比率について、平成30年度から令和4年度までの各決算に基づく算定に誤りがあることが判明しました。今後、再発防止に向け、適切な対策を講じてまいります。

記

1 修正指標

実質公債費比率及び将来負担比率

2 健全化判断比率（財政健全化法第3条第1項関係）

決算年度	実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
平成30年度	-	-	9.3 [9.2]	修正なし [109.4]
令和元年度	-	-	10.4 [10.3]	109.7 [109.3]
令和2年度	-	-	10.8 [10.7]	修正なし [101.8]
令和3年度	-	-	10.3 [10.2]	修正なし [79.1]
令和4年度	-	-	10.1 [9.9]	修正なし [76.3]
早期健全化基準	15.00	20.00	25.0	350.0
財政再生基準	20.00	30.00	35.0	-

※1 赤字額がない場合、「- %」と表示されます。

※2 [] は、修正前の数値。